

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 9 月 定 例 教 育 委 員 会										
開 会 日	令和 7 年 9 月 2 4 日 (水)									
開 会 時 間	午後 2 時 3 0 分～午後 2 時 5 6 分									
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室									
出 席 者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">教 育 長</td> <td style="text-align: center;">丹宗教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 委 員</td> <td style="text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">堤 委員 山田委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">鳥飼委員 槇原委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">長崎委員</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局</td> <td> 豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 湊上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 筒井教育総務課副課長兼総務係長 </td> </tr> </table>	教 育 長	丹宗教育長	教 育 委 員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">堤 委員 山田委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">鳥飼委員 槇原委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">長崎委員</td> </tr> </table>	堤 委員 山田委員	鳥飼委員 槇原委員	長崎委員	事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 湊上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 筒井教育総務課副課長兼総務係長
	教 育 長	丹宗教育長								
	教 育 委 員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">堤 委員 山田委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">鳥飼委員 槇原委員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">長崎委員</td> </tr> </table>	堤 委員 山田委員	鳥飼委員 槇原委員	長崎委員					
堤 委員 山田委員	鳥飼委員 槇原委員	長崎委員								
事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 湊上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 筒井教育総務課副課長兼総務係長									
提 出 議 案	第 1 6 号議案 佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正する規則 第 1 7 号議案 佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則									
協 議 事 項	な し									
報 告 事 項	な し									
欠 席 委 員	0 名									
傍 聴 者 数	0 名									
報 道 関 係 者	0 名									
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 筒井 倫子									

日程1 開会の宣告

(丹宗教育長)

これより佐賀市教育委員会9月定例会を開きます。

朝晩は大分涼しさを感じるようになりましたが、日中はまだ真夏日ということで、一番夏の疲れが出やすい時期かと思えますけれども、委員の皆様は、お元気にお過ごしということで大変ありがたいと思っております。2学期の学校訪問も始まりまして、無理をなさらない範囲で各学校の教育状況を見ていただき、率直なご意見等を出していただければありがたいと思っております。また今後ともよろしく願いいたします。

それでは、委員会に入ります。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会は成立いたしております。

日程2 会議録の承認

(丹宗教育長)

それでは、日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告を求めます。

(筒井教育総務課副課長兼総務係長)

8月5日の臨時教育委員会と8月20日の定例教育委員会の会議録は、先日、皆様にお送りしたとおりでございます。よろしく願いいたします。

(丹宗教育長)

報告は終わりました。報告内容について質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認いたします。

日程3 教育長報告

(丹宗教育長)

次に日程3、教育長報告です。

先月及び今月の行事よりということで報告書をご覧ください。

まず1番目、8月18日に第1回学校総括安全衛生委員会がありました。これは佐賀市の教職員の健康状況について、いろいろな報告を受けて共通理解を図り、よりよい関係をつくっていかうという会議です。そこで教職員のストレスチェックの報告がありました。その結果を見てみますと、佐賀市は全国に比べて上司からの支援を受けていると回答された教職員の割合が多く、一方、心理的な仕事の負担を感じているとか、自覚的な身体的負担度が大きいと感じている教職員が全国よりも少し多かったという結果でした。教職員が感じているストレスの要因として一番多かったのは、対処困難な児童生徒への対応、次が事務的な業務量、続いて保護者対応と、このような結果となっていました。このストレスチェックのほかに、公務災害、休職者、健康相談、時間外在校時間、健康管理委員会の開催状況等について報告がありまして、精神科医の松永先生にアドバイスをいただきました。

次に、4番、佐賀市校長会研修会です。これは校長先生方の研修会ということで、佐賀市学校教育ビジョンのモデル校であります高木瀬小学校の橋口校長先生から高木瀬小学校の取組について説明があり、アドバイザーの神野先生から、その取組についていろいろな価値づけをしていただきました。また、その後、各校の実践、そして悩みについてグループ協議を行いまして、神野先生からアドバイスをいただきました。

次に、5番目、九州地区市町村教育委員会研修大会です。これは堤教育委員、山田教育委員さんと一緒にシーハットおおむらで受けてまいりました。非常に参加者が多く、約800名の参加がありました。そこで、スポーツ庁スポーツ戦略官の吉田慶太さんの話があり、その後、大村市の音楽指揮官を務める藤重さんが「音楽は楽しく」という題で講演をされました。大変エネルギーのあるパワフルな方で、拍手の仕方からご指導をいただきまして、大変参考になったというところです。

次に7番目、県・市町教育長意見交換会です。これは県との意見交換がメインですが、このたび給特法が改正されたことに関連して、教職員の業務量管理、そして健康確保措置実施計画の策定が求められております。それについての話がありました。それから、障がいのある子どもの学びの場の検討、これは、いわゆる佐賀県が特別支援学級が全国に比べて多く、通級指導教室が少ないという状況を何とか是正していきたいという話でした。それから、各市町の不登校対策の事業等について意見交換いたしました。

次に9番目、佐賀市PTA研究大会がございました。アトラクションで佐賀学園高校の吹奏楽部の見事な演奏があって、聞いていて大変感動を覚えたところです。その後、神野先生による「子どものwell-beingの実現のために～佐賀市学校教育ビジョンで求める学びの姿～」と題して講演がなされました。

それから、先ほど申し上げましたように、2学期の学校訪問が始まっているところでございます。

12番、佐賀市立諸富公民館の落成式が行われました。佐賀県・佐賀市産の木材がふんだんに使われていて、木の香りがしてぬくもりを感じる建物でありました。その中に市立図書館の諸富館がありました。そこには幼児、児童生徒向けの図書がたくさん備えつけられていて、近くの学校との連携等も十分に考慮して本を入れていただいていると感じました。

それから、13番、佐賀市議会が8月25日から9月16日に開催されたというところです。

私からの報告は以上でございます。

この報告内容について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、教育長報告を終わります。

日程4 提出議案

(丹宗教育長)

続いて日程4、提出議案です。

第16号議案『佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正する規則』及び第17号議案『佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則』について、一括して説明をお願いします。

(北御門社会教育課長)

それでは、第16号議案、第17号議案の2つは、関連いたしますので、社会教育課から一括して説明します。

令和7年10月1日から公民館が社会教育施設から一般行政施設に移行することに伴う規則の一部改正です。

議案資料1ページをお願いします。公民館の一般行政施設移行に伴う教育委員会規則の改正についてをご覧ください。公民館の一般行政施設移行により、これまで地域振興部が所管していた公民館における社会教育に関する事務につきましては、教育委員会が所管することとなります。昨年度から教育委員の皆様にもご説明してまいりましたとおり、一般行政施設移行後に教育委員会が所管する具体的事務としましては、社会教育の指針の策定、これは先月ご承認をいただいたところでございます。そして運用、社会教

育事業評価の実施、それから、指針に沿って、社会教育事業に関する新公民館への指導助言、最後が新公民館職員の社会教育に関する研修となります。これにつきましても、前年度中に一般行政施設に変わった際に、こういった役割が教育委員会に付されることとなりますというご説明をしております。

この方針に基づきまして、これまで市長部局である公民館支援課が所管していた事務分掌に加え、教育委員会が所管する事務分掌を佐賀市教育委員会組織規則に規定するものです。

あわせて、次の2ページに第17号議案として掲載しておりますように佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正するものですが、公民館での社会教育事業がこれまでどおり円滑に実施できるように、一般行政施設移行後もこれまでと同様に公民館運営に直接的に該当するもののうち、社会教育事業に関するものについては、各公民館の館長が専決をできるよう、佐賀市事務決裁規程に加え、佐賀市教育委員会事務専決規則に同様の公民館長専決の規定を設けるものです。

議案等資料の1ページをご覧ください。まず、所管事務分掌の規定、これは下の半分のところですが、公民館支援課での、公民館の指導及び支援に関することが事務分掌としてありますが、これに加えて、社会教育課で、(6)社会教育に係る公民館の指導及び支援に関する事。それから、(7)として社会教育に係る公民館関係職員の研修に関する事を所掌することになります。1枚めくっていただきまして、こちらは公民館長の専決規定です。おおむね小学校区全てに設置の32館がそれぞれの校区の実情に応じて講座やイベントなど事業実施ができるように、下の四角囲みのほうにありますとおり、(1)公民館が実施する社会教育事業に関する事。(2)公民館が実施する社会教育事業に係る1件20万円未満の支出負担行為及び支出命令に関する事。(3)前2号に掲げるもののほか、教育長が指示する事項、これに関しましては、公民館長が専決することができるようになります。

以上の2点の改正についてご承認をお願いいたします。説明は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの説明について、何かご質問ないでしょうか。堤委員どうぞ。

(堤委員)

議案等資料2ページの先ほどご説明いただきました公民館長の専決事項の(2)の1件20万円未満という、この20万円の根拠というか、そこを教えていただければと思います。

(北御門社会教育課長)

ありがとうございます。これは公民館支援課における事務決裁規程と金額を合わせたものでございます。

(堤委員)

ありがとうございました。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。ほかにご質問ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議がないようですので、第16号議案及び第17号議案は原案のとおり承認いたします。

日程5 報告事項

(丹宗教育長)

次に日程5、報告事項です。

「第2回社会教育委員の会議の報告について」、説明をお願いします。

(北御門社会教育課長)

こちらも社会教育課から説明させていただきます。報告事項、第2回社会教育委員の会議の報告につきましては、議案書3ページの第2回社会教育委員の会議の会議結果(議事録概要)をお願いいたします。あわせて、別冊の議案等資料14ページからは当日の会議資料も添付しております。

それでは、議案書3ページをご覧ください。開催日時は、令和7年8月6日水曜日の午前10時から2時間ほどでした。開催場所は青少年センター大会議室、出席委員は社会教育委員13名中9名でした。出欠の委員につきましては記載のとおりです。事務局からは、豊田教育部長以下、社会教育課の職員が出席しております。傍聴者はありませんでした。

議事につきましては、1つ目が社会教育助成事業補助金について、2つ目が佐賀市社会教育の指針についてです。

まず、議事の1つ目、社会教育助成事業補助金についてです。社会教育団体への補助金交付につきましては、社会教育法第13条で、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」と規定されております。また、同法第11条第1項には、「教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。」と規定があることから、佐賀市が補助金を交付している7つの社会教育団体の代表者11名と各団体の活動状況や課題等について、意見交換を行いました。意見交換の進め方としましては、議案資料14ページをご覧ください。

資料1、社会教育助成事業補助金についてを基に、各団体から活動状況や課題等についてご説明いただき、その後、社会教育委員の皆様からご意見を頂戴しました。各団体の課題としましては、会員数の減少、それに関連して活動資金の確保が難しくなっていること。そして、多忙や高齢化により担い手や後継者などの人材が不足している。育ちにくい環境であること。そして3つ目、共働き世帯の増加など、時代の変化に伴い地域活動への関心や参加意欲が低下していること。この3点を課題と捉えている団体が多くございました。各団体からの説明を受けて、社会教育委員から出た主な意見をピックアップしてご報告させていただきます。

お手元の議案書7ページ以降の下線を引いた部分が主なご意見として捉えているところです。各団体とも子どもたちを対象とした活動を多くされていると思うが、その企画が大人の視点に偏っていないかということ等を常に問うことが必要だと思う。事業の始まりから終わりまでに、子どもや若者たちが直接意見を言えるような機会を設けることで、よりよい活動につながっていくのではないかと思った。広報について、外に出る活動自体いろいろされていると思うが、どうしても、働いている世代の情報ツールはウェブで、インターネットで検索する、しかもスマートフォンで見られるかどうかは課題である。イベントをする場合でも、自分たちの団体だということを前面に打ち出す必要があるのではないかと思った。会員にも大事さが定着していないから抜けていったりするのではないかと思ったので、組織外の人と組織内の人に向かって、組織の重要性、必要性をもっとアピールしていくPR方法を再検討する必要があるのではないか。佐賀市の社会教育主事に課題や解決方法についてどんどん相談して、出たアイデアを皆さんの中で取捨選択したらいいのではないかと思った。どの団体も、人材不足や今後どのようにしていけばいいのかという悩みがあるようなので、今までやったことないことを考えて、次につなげていくというようなことが必要だと思う。クラウドファンディングを支援する仕組みはあるが、そこに上げたらお金が集まってくるのではなく、自分たちで支援者リストを書き出して、顔を合わせる方法や、広がりとしては佐賀県人会のような

ところにアプローチして、ステップアップで集まっていくような過程がある。1回大きなクラウドファンディングをしても2回目、3回目はどうしても集まりづらいので、マンスリーサポーターや賛助会員制度など継続的な支援者を獲得しないと、それだけ体力を使っても後が続かないということになりかねないので、よし悪しがあるというようなご意見を頂戴しております。

今回の意見交換を通して、事務局としては、活動資金不足や人材不足については、長年にわたって団体の課題となっておりまして、すぐ解決するということは非常に厳しいと思われまますが、そこにつながる手段として、広報については時代のニーズに合わせて工夫することができるのではないかと考えております。

その団体が何をやっているのかが分からない、参加してみるまでのハードルが高いと感じている人も多いと思いますので、効果的な広報は人材不足や課題解消、それから、参加意欲の向上にもつながると期待できます。

今後、市の広報媒体の活用や効果的な広報活動の情報共有などについて検討をしていきたいと考えております。

次に、議事の2つ目、佐賀市社会教育の指針についてです。別冊の議案等資料は16ページからです。8月20日の定例教育委員会で、こちらにつきましては既にご承認いただいたものですので、その際にも報告を若干しておりました。詳細の意見、質問等、それから、回答につきましては、議案書9ページから11ページに記載のとおりです。

報告は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの報告について、何か質問ないでしょうか。堤委員どうぞ。

(堤委員)

先ほど社会教育課長さんからご説明いただきました、定例教育委員会資料3ページの議題(1)社会教育助成事業補助金についてというところで2点お伺いいたします。

まず1点は、社会教育関係団体、ここには、7団体の代表と書いてありますが、参加は11名と聞こえたんですが、それはどうなんですか。

(北御門社会教育課長)

複数名の参加を促しておりました。1人だけで意見交換に参加しても、組織として生かすことはなかなか厳しいのではないかとということで、人数に制限を特に設けずに複数名で来ていただいてもいいですよということで参加されたのが11名でした。

(堤委員)

それはこの議案等資料14ページに記載されている出席者ですか。

(北御門社会教育課長)

そうです。

(堤委員)

これを数えると10名、あと1人はどの団体の方ですか。

(北御門社会教育課長)

この資料には事前に参加希望を出されていた方を記載しておりますが、当日参加されたのはPTA事務局からあと1名、計2名参加されています。

(堤委員)

ありがとうございます。

2点目ですが、議案等資料の15ページに助成事業補助金の積算基準ということで書かれています。この積算の在り方について何か要望があったりとか、そういったことはなかったでしょうか。この金額で満足とまではいかないかもしれませんが。

(北御門社会教育課長)

これは、令和5年度にかなり熟議を経て、1校区当たり5万5,000円というところが決まったものでございまして、現会長さんたちは皆さんそこをご承知なので、ここについては特にご意見は出ておりません。

(堤委員)

ありがとうございました。

(丹宗教育長)

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質問がなければ、これで本件についての報告は終わります。

日程6 その他

(丹宗教育長)

次は日程6、その他です。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで9月の定例教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

終了時間 午後2時56分